

令和6年能登半島地震による被災者の皆さまへ

生活福祉資金（緊急小口資金） 特例貸付のご案内

貸付内容

● 貸付対象

令和6年能登半島地震により、災害救助法の適用となった地域、及び被災したため特例措置が必要な地域として被災地の各都道府県知事が設定した地域に住所を有し、避難先である熊本県内に1か月程度する予定があり、継続的に連絡がとれることが見込まれる被災した世帯のうち、当座の生活費を必要とする世帯

※災害救助法の適用状況：

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

● 貸付限度額

原則として10万円以内。ただし、次に掲げる特に必要と認められる場合は、20万円以内。

- ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
- ② 世帯員に要介護者がいる場合
- ③ 4人以上の世帯である場合
- ④ 重傷者や妊産婦、小学校修了までの子どもがいる世帯で、特に資金の貸付需要があると認められる場合

● 貸付方法

- ① 貸付利子 無利子
- ② 据置期間 1年以内
- ③ 償還期限 据置期間終了後2年以内
- ④ 保証人 不要

借入申込に必要なもの

- 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
- 申込者の預金通帳又はキャッシュカード等預金口座がわかるもの

問い合わせ・申込み先

お住まい又は避難先の市町村社会福祉協議会

実施主体：社会福祉法人熊本県社会福祉協議会

連絡先：〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号

電話 096-223-6762

FAX 096-324-5456